

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成29年5月31日)

TAQA
S

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成29年5月31日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

森谷 忠造(もりたに ちゅうぞう)

大見 昌弘(おおみ まさひろ)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H29.5.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等	措置通知日
No.1	H28	H28.6.30	第21号	指摘	補助金の交付に係る適正な事務処理について	P33	環境局 環境保全推進課	H29.4.25
No.2				意見 【重点】	不法投棄監視カメラの設置・運用要領の作成について	P20		環境指導課 (適正処理対策室)

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

※ 【重点】 …… 「平成28年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。
本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査等を行った。

《参考》平成28年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2. 平成28年度の重点取組事項

（2）市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点到留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

平成28年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku28.pdf>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	補助金の交付に係る適正な事務処理について		
指摘の内容	補助金の交付に係る事務処理について、補助金等交付申請書が提出されていないものや、不交付決定通知書による通知がなされていないものなど、各事業補助金交付要綱に則った処理がなされていないものが見受けられたので、補助金等交付申請書の提出について申請者に指導するとともに、適正に処理されたい。		
公表文該当 ページ	P33		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/630.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年4月25日
所管課等	環境局 環境保全推進課
措置結果	<p>本件指摘事項については、局内において、適正な事務処理について検討した結果、高松市環境学習活動事業補助金の交付については、平成28年度分に関しては補助金等交付申請書を提出させるとともに、平成29年度から、第5条の環境学習活動事業企画提案書（様式第1号）及び第9条の環境学習活動事業等報告書（様式第4号）の提出をもって、それぞれ高松市補助金等交付規則に定める交付申請書及び実績報告書の提出があったものとみなすよう要綱改正を行った。</p> <p>また、高松市生ごみ処理機等購入補助金の交付については、同要綱に基づき、不交付の場合も、不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知することとし、平成28年12月12日付けの不交付決定通知から、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	不法投棄監視カメラの設置・運用要領の作成について		
意見の内容	不法投棄監視カメラの設置・運用要領を作成し、機器及び記録情報の管理方法と責任の所在を明確にし、適切な運用が担保される体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P20		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/630.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年4月26日
所管課等	環境局 環境指導課（適正処理対策室）
措置結果	本件意見については、不法投棄監視カメラの設置及び運用に関し、個人情報保護の観点から、監視カメラによる映像収集の制限の例外的な取扱いについて、高松市個人情報保護審議会へ諮問していたところ、平成29年2月27日付けで、同取扱いについて、適当と認める旨の答申があったことから、「高松市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要領」を取りまとめ、同年4月1日から施行している。